

肢体不自由

(3) 各教科等の指導の工夫

① 幼稚部における指導の工夫

肢体不自由のある幼児の多くは障害等により行動が制限され、また、そのために幼児期に必要な様々な事柄の体験に困難を伴うことが多く、幼児の成長、発達に必要な経験が不足している場合が少なくありません。

そこで、実際の指導に当たっては、幼児が興味や関心をもって周囲の環境にかかわり、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服したり、発達を促したりするために必要な体験が得られるような環境を、幼児の身体の動きや健康の状態等に応じて創意工夫をする必要があります。その際には、幼児が興味や関心をもって進んで身体を動かそうとしたり、表現したりするような環境を設定することが大切です。また、教師が必要に応じて幼児の障害に即した適切な援助を行い、幼児が直接的な体験を積み重ね、経験を広めることができるようにすることも大切です。その際、幼児が運動・動作の障害のほかには知的障害を併せている場合があり、個人差が大きいことから一人一人の幼児の実態を十分に考慮して、環境の設定や指導内容・方法を工夫することが必要です。

肢体不自由のある幼児が直接的な経験を広めることができるよう、次の事項に留意して指導を行うことが大切です。

ア 幼児が自ら環境とかかわり主体的な活動が展開できるようにするために、教室の環境設定や集団の構成を工夫すること。その際、必要に応じて学級の枠を超えた集団の構成にも配慮すること。

イ 幼児の上肢や下肢等の障害の状態に即して、遊具や用具などを創意工夫するとともに必要に応じて補助用具の活用を図ること。

ウ 話し言葉によって意思を伝え合うことに困難が見られる幼児の指導に当たっては、意思表示しようとする意欲を喚起するとともにより豊かな表現ができるような方法を工夫すること。

エ 生活のリズムが乱れがちな幼児の指導に当たっては、家庭等との連携を深めながら、規則正しい日課の編成とその励行に努めること。

オ 健康を損ないやすい幼児の指導に当たっては、その発達段階や健康状態などに応じて医療機関等との連携を図りながら、健康の維持・改善に必要な活動を系統的・継続的に行うように努めること。

② 小学部・中学部段階における指導の工夫

ア 児童生徒の実態に応じた表現する力の育成

肢体不自由のある児童生徒は身体の動きに困難があることから、様々な体験をする機会が不足しがちであり、そのため表現する意欲に欠けたり、表現することを苦手としたりすることが少なくありません。近年、児童生徒の障害が重度化するにつれて表現に対する困難さも大きくなっており、児童生徒の実態に応じて表現する力の育成に努めることが大切です。

表現する力を育成するためには、体験的な活動を通して表現しようとする意欲を高めることが大切です。そのためには、日常生活や学習活動において不思議なことや面白いことに気付いたり、美しいものに感動したりする機会を十分にする必要があります。また、各教科等の指導においては、自分の手で触れたり、実際の場面を見たり、具体物を操作したり、いろいろな素材に親しみ作品を作ったりする体験的な活動を計画的に確保することが必要です。こうした具体的な体験を通して得られた気付きや感動が生き生きとした表現へとつながります。

表現しようとする意欲を高めながら、個々の児童生徒の言語発達の程度や身体の動きに応じて、表現するために必要な知識や技能、態度や習慣の育成に努めることが大切です。言語発達については、話したり書いたりする力だけでなく言葉の意味理解や語彙なども把握する必要があります。

また、表現は話し言葉や書き言葉をはじめとして、絵画や歌唱など様々な方法によって行われます。指導に当たっては、感じたことや考えたことを自由に表現させるなど児童生徒の意欲を大切にしながら、次第に多様な表現ができるように指導の順序や方法を工夫することが大切です。

イ 指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置いた指導

特別支援学校（肢体不自由）においては、児童生徒の身体の動きやコミュニケーションの状態などから学習に時間がかかること、自立活動の時間があること、肢体不自由児施設等において治療や訓練が行われていることなどの関係から、授業時数が制約されるなどのために指導内容を精選することが必要です。

指導内容の精選に当たっては、児童生徒一人一人の身体の動きの状態や生活経験の程度等実態を的確に把握し、それぞれの児童生徒にとって基礎的・基本的な指導内容は何かということを十分見極めることが大切です。さらに、各教科の目標と指導内容との関連を十分に検討し、その重点の置き方や指導の順序、まとめ方を工夫し、指導の効果を高めるようにすることも必要です。

ウ 身体の動きの状態やコミュニケーション等に関する指導

各教科、特に音楽、図画工作（小学部）、美術（中学部）、家庭（小学部）、技術・家庭（中学部）、体育（小学部）、保健体育（中学部）などの実践的・体験的な活動が中心となる教科の内容には、自立活動の「身体の動き」や「コミュニケーション」等に関するものが数多く含まれています。身体の動きやコミュニケーション等が困難な児童生徒に対して、各教科における実践的・体験的な活動を展開する際には、その状態を改善・克服するように指導や援助を行うことが必要です。そのため、特に、自立活動の時間における指導との密接な関連を図り、学習効果を高めるよう配慮する必要があります。したがって、指導計画の作成に当たっては一人一人の児童生徒についてどのような点に配慮して指導を行うのかを明確にしておくとともに、具体的な指導方法を身に付けておくことが求められます。

なお、このような実践的・体験的な活動の際には、児童生徒の身体の動きやコミュニケーション等の困難の改善に重点を置き過ぎて、各教科の目標を逸脱してしまうことのないよう留意することが必要です。

エ 学習時の姿勢や認知の特性等に応じた指導方法の工夫

肢体不自由のある児童生徒が、効果的に学習を行うためには学習時の姿勢に十分配慮することが重要です。学習活動に応じて適切な姿勢を保持できるようにすることは、疲労しにくだけでなく身体の操作等も行いやすくなり、学習を効果的に進めることができます。例えば、文字を書くこと、定規やコンパスを用いること、粘土で作品を作る際などは体幹が安定し上肢を自由に動かせることが大切です。また、よい姿勢を保持することは学習内容を理解する点からも重要です。例えば、位置、方向、遠近の概念は自分の身体が基点となって形成されるものであるから、安定した姿勢を保つことにより、こうした概念を基礎とする学習内容の理解が深まることとなります。このように、学習活動に応じて適切な姿勢がとれるようにいすや机の位置や高さを調整することについて、児童生徒の意見を聞きながら工夫するとともに、児童生徒自らがよい姿勢を保つことに注意を向けるよう日頃から指導することが大切です。

次に、肢体不自由のある児童生徒の認知の特性に応じて指導を工夫することも重要です。脳性疾患等の児童生徒の場合には、課題を見て理解したり聞いて理解したりすることに困難がある場合があります。こうした場合には、課題を提示するときに注目すべきところを強調したり、視覚と聴覚の両方を活用できるようにしたりするなど、指導方法を工夫することが大切です。また、地図や統計のように多数の要素が盛り込まれている課題や、理科の実験のようにいろいろな要素を考慮する必要がある課題について、順序立てて考えることを繰り返し指導することが必要です。

オ 補助用具や補助的手段の工夫、情報機器の活用

身体の動きや意思の表出の状態等により、歩行や筆記などが困難な児童生徒や、話し言葉が不自由な児童生徒などに対して、補助用具や補助的手段を活用し指導の効果を高めるようにすることは極めて大切なことです。

補助用具の例として、歩行が困難な児童生徒については松葉づえ、車いす、歩行器などが、また、筆記の困難な児童生徒については筆記用自助具や筆記の代替をするコンピュータやタブレット PC 等が挙げられます。

補助的手段の例としては身振り、コミュニケーションボードの活用などが挙げられます。なお、補助用具や補助的手段の使用の是非は、児童生徒の身体の動きや意思の表出等の状態やその改善の見通しに基づいて慎重に判断することが重要です。将来、改善が見込まれる児童生徒については自立活動の指導との関連に配慮することが大切です。

③ 高等部段階における指導の工夫

ア 生徒の実態に応じた表現する力の伸長

肢体不自由のある生徒は、身体の動きに困難があることから、表現の方法が限られ、考えたことや感じたことを十分に伝えられないことがあります。生徒の障害が重度化するにつれて、表現に対する困難さも大きくなっていることから、各教科・科目の指導において、生徒の実態に応じて表現する力の伸長に努めることが大切です。

表現する力の伸長を図るためには、種々の体験的な活動を通して表現しようとする意欲を高めることが大切です。特に、各教科・科目の指導においては、観察・実験、見学や調査などの体験的な学習、自然体験や社会体験などを十分に確保することが求められます。そして、表現しようとする意欲を高めながら、個々の生徒の言語活動や身体の動きに応じて、表現するために必要な知識、技能、態度及び習慣を一層育成するように努めることが大切です。

言語活動については、話したり書いたりする力だけではなく、各教科・科目における言語活動の状況についても把握する必要があります。また、身体の動きについては、筆記やコンピュータへの入力などを助けるための補助用具の活用状況を把握することをはじめ、他の補助用具を活用する可能性についても検討することが必要です。このような表現に関する実態を踏まえて、個々の生徒の表現する力を各教科・科目の指導を通してどのように育成していくのかを明確にして、指導に当たることが重要です。

各教科・科目の指導においては、学習内容の確実な習得を図る観点から、様々な方法を活用することが必要です。そこで、指導に当たっては、生徒の得意な方法を用いるなど、個々の生徒の表現に対する意欲を大切にしながら、次第に多様な方法を身に付けたり、表現の方法を工夫したりできるように指導することが求められます。

イ 指導内容の精選、発展的な指導

小学部・中学部と同様に、高等部においても、生徒の身体の動きの状態や生活経験の程度等を考慮して、基礎的・基本的な事項に重点を置くなど指導内容を適切に精選するとともに、発展的、系統的な指導ができるようにすることが大切です。

その際、学習に偏りやむらが生じ、発展的、系統的な学習が妨げられることのない内容にすることが必要です。一方、高等部は多くの生徒にとって学校教育の最終段階であることから、卒業後の自立に必要な知識・技能等を身に付けさせるための指導内容を必要に応じて重点的に取り上げるよう工夫することも求められます。

ウ 身体の動きの状態やコミュニケーション等に関する指導

各教科・科目、特に保健体育、芸術、家庭などの実践的・体験的な活動が中心となる各教科・科目の内容には、自立活動の「身体の動き」や「コミュニケーション」等に関するものが数多く含まれています。したがって、小学部・中学部と同様に、身体の動きやコミュニケーションなどが困難な生徒に対して、各教科・科目における実践的・体験的な活動を展開する際には、その状態を改善・克服するように指導や援助を行うことが必要です。そのためには、特に自立活動における指導との密接な関連を保つようにし、学習効果を一層高めるようにすることが大切です。同様に、個々の生徒についての配慮事項等を指導計画の中で明確にしておくとともに、教師は具体的な方法についても身に付けておくことが必要です。

なお、このような実践的・体験的な活動の際には、生徒の身体の動きやコミュニケーション等の困難の改善に重点が置かれ過ぎて、各教科の目標を逸脱してしまうことのないよう留意する必要があります。

エ 学習時の姿勢や認知の特性等に応じた指導方法の工夫

小学部・中学部と同様に、高等部においても、生徒が効果的に学習を行うためには学習時の姿勢に十分配慮することが重要です。学習活動に応じて適切な姿勢を保持することにより、不適切な姿勢による身体の変形を予防するとともに、学習を効果的に進めることもできます。したがって、学習活動に応じて生徒自らが、適切な姿勢や活動しやすい姿勢を考えたり、いすや机の位置及び高さなどを調整したりできるように指導することが大切です。

また、高等部は各教科・科目における学習内容が多様になり深まるため、小学部・中学部と同様に、生徒の認知特性に応じて指導方法を工夫することも重要になります。脳性疾患等の生徒の場合には、課題を見て理解したり聞いて理解したりすることに困難がある場合があります。こうした場合には、生徒の認知特性を考慮して、説明や教材の提示の仕方を工夫するとともに、課題を理解していることを確認することが大切です。また、様々な資料を収集して分析したり、実験・観察に取り組んだりする学習については、生徒個々の認知の特性に応じて学習を進めることができるように指導方法を工夫することが必要です。

その際に、指導計画や学習指導案の中に具体的な工夫の内容を明記することが大切です。

オ 補助用具や補助的手段の工夫、情報機器の活用

小学部・中学部と同様に、生徒の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助用具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータやタブレット PC などの情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすることが大切です。

補助用具の例として、歩行の困難な生徒については、つえ、車いす、歩行器などが、また、筆記の困難な生徒については、筆記用自助具や筆記の代替をする機器及び生徒の身体の動きの状態に対応した入出力機器などが挙げられます。また、補助的手段の例としては、身振り、コミュニケーションボードの活用などが挙げられます。

なお、肢体不自由の状態それ自体の改善か、補助用具や補助的手段の活用かという問題が提起されることがありますが、これは単に二者択一の問題ではなく、生徒の発達段階、身体の動きや意思の表出などの状態やその改善の見通し、学校卒業までの期間等を考慮して、どちらに重点に置いたらよいか、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言をも得て総合的に判断されるべきものです。

高等部段階においては生徒が卒業後の自立を間近に控えていることから、補助用具や補助的手段の活用の指導に十分配慮する必要があります。